

北上市低入札価格調査取扱要領新旧対照表

改正前	改正後
<p>(建設工事の調査基準価格)</p> <p>第4 建設工事の調査基準価格は、対象となる工事の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満は切り捨てる)とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の<u>9</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の<u>9</u>を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる)とし、当該設計金額に10分の<u>7</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の<u>7</u>を乗じて得た額(千円未満は切り上げる)とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。</p>	<p>(建設工事の調査基準価格)</p> <p>第4 建設工事の調査基準価格は、対象となる工事の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満は切り捨てる)とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の<u>9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の<u>9.2</u>を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる)とし、当該設計金額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額(千円未満は切り上げる)とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	